

## (12) そば原種ほ等設置事業実施要領

制定	平成 3年4月 1日畑園第 8号
	農 政 部 長 通 知
改正	平成 3年5月28日畑園第 603号
改正	平成 5年4月 1日畑園第 12号
改正	平成22年4月 1日農産第1615号
改正	平成25年4月 1日農産第1472号
改正	平成30年4月 1日農産第1555号
改正	平成31年4月 1日農産第1736号
改正	令和 3年4月12日農産第 63号

### 第1 事業の目的

そばについて、優良な種子の生産及び普及促進等を図ることにより、その品質と生産性の向上に寄与することを目的とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 原原種ほの設置

優良な原原種を生産するために必要な原原種ほの設置

#### 2 原種ほの設置

優良な原種を生産するために必要な原種ほの設置

### 第3 事業の実施

#### 1 事業実施主体

この事業の実施主体は、ホクレン農業協同組合連合会及び公益財団法人日本特産農作物種苗協会とする。

#### 2 事業実施要件

事業実施主体が、第2の2の(1)及び(2)の事業を行うに当たっては、次の事項を遵守するものとする。

##### (1) 原原種ほの設置

ア 原原種を生産するために用いる種子は、3か年に1回の頻度により道が配付する育種家種子で更新するものとする。

イ 原原種ほの設置は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第11条に規定するほ場の指定に基づき自ら行うこととし、他に委託することができない。

ウ 原原種ほ及びその生産物は、条例第12条に基づくほ場審査及び生産物審査を受けなければならない。

エ 原原種ほから生産された原原種の配付先及び配付数量は、条例第9条に定める種子計画に基づくこととし、その配付価格は、知事に協議し定めるものとする。

オ 原原種の生産は「大麦、小麦及びそば原原種栽培管理基準（平成22年4月1日改正農産第1529号）に即し行うものとする。

##### (2) 原種ほの設置

ア 原種を生産するために用いる種子は、原原種ほ設置団体から配付された原原種とする。ただし、止むを得ない理由があるときは、知事の承認を受けてこれらの種子以外の種子を用いることができる。

イ 原種ほの設置は、委託することができ、条例第11条に規定するほ場の指定に基づき行うものと

する。

ウ 原種ほ及びその生産物は、条例第12条に基づくほ場審査及び生産物審査を受けなければならない。

エ 原種ほから生産された原種の配付先及び配付数量は、条例第9条に定める種子計画に基づくこととし、その配付価格は、知事に協議し定めるものとする。

オ 原種の生産は「大麦、小麦及びそば原採種ほの設置並びに栽培管理基準」（昭和56年10月29日付け畑作第632号農務部長通知）に即し行うものとする。

### 3 事業実施計画

事業実施主体は、原種ほ等を設置するに当たっては、あらかじめ別記第1号様式のそば原種ほ等設置事業実施計画承認申請書に、別記第2号様式の原種等生産計画書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第4 助成

道は予算の範囲内において第2に掲げる事業を行う者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用通達」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 1 助成の内容

補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
ア 原原種ほの設置に要する経費	定 額
イ 原種ほの設置に要する経費	定 額

### 2 補助金の交付の申請

(1) 規則第3条の規定に基づく補助金の交付の申請は、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下同じ。）の補助金等交付申請書に、補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の告示（以下「事業告示」という。）に定める関係書類を添えて行うものとする。

(2) 補助事業者は補助金等交付申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(3) 知事は、補助金の交付を受けようとするものが(1)の申請をする際に、別記3号様式の納税対応状況申出書を提出させるものとする。

### 3 補助金の交付の条件

(1) 知事は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）に定める標準第1号様式（補助指令書）に、次に掲げる条件を付した指令書により行うものとする。

ア 原種又は原原種の生産、審査、配付等については本要領に定めるもののほか、条例、関係規則、通達等に従うこと。

イ 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(2) 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は次に掲げるものとする。

ア 補助対象経費の20%以下の増減

イ 事業量の20%以下の増減

(3) 第4第2項(2)ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第4第6項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4) 第4第2項(2)ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第4第6項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 事業計画の変更

(1) 規則第6条の補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第5条に定める補助事業に要する経費の配分及び内容の変更を行う場合にあっては、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 知事は(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業に適合すると認めるときは、速やかに変更の承認を行うものとする。

5 補助金の概算払

規則第9条第2項の規定に基づく補助金の概算払の申請は、農政第26号様式の補助金等概算払申請書により行うものとする。

6 実績報告

規則第14条の規定に基づく実績報告は、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、事業告示に定める関係書類を添えて行うものとする。

7 事故報告

事業実施主体は、病虫害その他の災害によって原種ほ等に被害が生じた場合は、速やかにその状況を知事に報告するものとする。

8 特例措置

補助金の交付決定前着手については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助事業の着手は、原則として、第4の3に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとする。  
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付決定の通知前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、その理由を明記した別記第5号様式の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。
- (2) 交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実になってから着手するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別記第1号様式

年度そば原種ほ等設置事業実施計画承認申請書

記 号 号  
年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所  
氏名

年度そば原種ほ等設置事業を実施したいのでそば原種ほ等設置事業実施要領（平成3年4月1日付け畑園第8号農政部長通達）第3の3に基づき申請します。

記

添付書類 原種等生産計画書

別記第2号様式

原種等生産計画書

作物名	品種名	振興局等名	市町村名	栽培農家戸数	設置面積	10アール当たり収量	生産予定数量	備考
(原原種)				戸	a	kg	kg	
計								
(原種)								
計								

納税対応状況申出書

年 月 日

北海道知事 様

補助事業者名

納税対応（予定）		該当項目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	(1) 課税売上割合 9.5%以上	
	(2) 課税売上割合 9.5%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合 5%を	超える
		以下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。

ただし、申請時に3及び4に○印を付した者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち(2)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する者以外の者が4の「特定収入割合 5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

別記第4号様式

番 号  
年 月 日

北海道知事 様

氏名 印

消費税仕入控除税額報告書

年月日付け番号により交付決定通知のあったそば原種ほ等設置費補助金について、そば原種ほ等設置事業実施要領第4の3の(4)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)第15条の補助金の額の確定額(年月日付け番号による額の確定通知)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面(別記様式別紙)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

番 号  
年 月 日

北海道知事 様

氏名

〇〇年度そば原種ほ等設置事業交付決定前着手届  
そば原種ほ等設置事業について、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更を行わないこと。

区分	総事業費 (円)	着手年月日	完了年月日

○交付決定前着手が必要な理由